

定 款

(2023年9月6日 改定)



Blue innovation

ブルーイノベーション株式会社

第1章 総則

第1条（商号）

当社は、ブルーイノベーション株式会社 と称し、英文では Blue innovation Co., Ltd. と表示する。

第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 海岸工学・海洋工学・地球物理学・土木工学・環境科学・自然エネルギー学・航空工学に関するコンサルタントサービス
2. 上記分野での研究及び科学技術計算のコンピュータソフトウェアの開発
3. 無人航空機システムの研究、開発、製造、販売及びサービス
4. 航空写真・映像の撮影
5. コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアの企画、制作、開発、販売、管理及び運営
6. 経営コンサルタント業
7. 広告代理店業
8. 出版業
9. 各種イベントの企画・運営
10. 労働者派遣事業
11. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業、生命保険の募集に関する業務及び締結の媒介に関する業務
12. 法人の運営に関する業務の受託運営
13. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当社は、本店を東京都文京区に置く。

第4条（機関構成）

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条（公告方法）

当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によっ

て電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、1,000万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- ③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一

定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

第14条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

第15条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

第18条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、

10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議により選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

第21条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として、又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、前任者又は他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（補欠の監査等委員である取締役の予選決議の有効期間）

補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干

名を選定することができる。

第24条（業務執行）

取締役社長は会社の業務を統轄し、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は取締役社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役社長の業務を代行する。

第25条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条（取締役会の決議）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第27条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会議事録）

取締役会の議事録については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第30条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第31条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第32条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員会

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第34条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第35条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

第36条（監査等委員会の決議）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第37条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名若しくは記名押印し、又は電子署名を行う。

第6章 会計監査人

第38条（選任及び任期）

会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

- ② 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- ③ 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第40条（会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第41条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第42条（剰余金の配当）

当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項を定めることができる。

第43条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

第21回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任の取締役会による免除については、なお従前の例による。

- ② 第21回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。